

山梨県共同企業体取扱要領

(昭和 63 年 4 月 1 日)

改正 平成 9 年 4 月 1 日

1 山梨県共同企業体取扱要綱(以下「要綱」という。)第 13 条第 3 項のその他申請に必要な書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 建設業許可証明書(許可を受けている建設業の種類、許可番号、許可年月日が明記され、証明日付が 3 月以内のもの)

二 委任状

2 入札書の形式は、次のとおりとする。

共同企業体

代表者 建設株式会社 代表取締役 何 某 印

建設株式会社 代表取締役 何 某 印

建設株式会社 代表取締役 何 某 印

3 契約書における相手方の表示

2 に同じ

4 契約書中に特記すべき事項

「建設株式会社外 社は、別紙 共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。」

5 契約約款中に特記すべき事項

「発注者は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて代表者 建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」

6 特定建設工事共同企業体の結成方法

特定建設工事共同企業体の結成については、自主結成方式とし、共同企業体の募集は一般競争入札等他の定めがある場合を除き、別添公示(例)を参考に行うものとする。

附 則

1 この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 共同請負実施要領(昭和 53 年 4 月 1 日)は、廃止する。

3 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

公 示 （ 例 ）

山梨県が発注する 建設工事は、特定建設工事共同企業体による指名競争入札により行うこととし、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の受付期間及び方法を次のとおり公示する。

平成 年 月 日

山梨県知事

1 工 事 名 工事

2 工 事 場 所 山梨県 市郡 町村大字 字 ~大字 字

3 工事の概要

4 資格審査申請書の配布及び受付

(1) 配布及び受付期間

平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()

(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く)

午前9時~午後5時

(2) 配布及び受付場所

事務所 課

電話 - -

5 共同企業体の構成員の資格要件等

(1) 構成員の組合せ 【県外業者と県内業者の場合の例】

次のア、イの1者ずつを構成員とする、特定建設工事共同企業体であること。

ア 山梨県外に本店を有し、平成 年度における経営事項審査の土木一式の総合数値が 点以上である者。(本県内に支店、営業所等を有する者に限る。)

イ 山梨県内に本店を有し、山梨県における入札参加資格土木一式の等級が特Aである者。

(2) 構成員の資格要件

全ての構成員が、次の各号の資格要件を満たすものとする。

ア 山梨県における当該工事に係る入札参加資格の認定を受けている者。

イ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が数年以上あること。

ウ 発注工事の工種を構成する 工及び 工を含む工事について、元請けとして施工実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限る。)がありかつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

エ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(3) 結成方式

自主結成とする。

(4) 出資比率

出資比率の最小限度基準は、2者の場合30%、3者の場合20%以上とする。

(5) 代表者の要件

代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

6 資格審査申請提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| (1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第4号） | 1部 |
| (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号） | 3部（4部） |
| (3) 同種（類似）工事の施工実績（別紙1） | 1部 |

7 その他

- (1) 共同企業体の名称は、建設工事共同企業体とする。
- (2) この公告は、入札参加希望者を募集するためのものです。申請書等の提出があっても指名されるとは限りません。
- (3) 入札参加希望者の中から指名業者を選定し、指名する企業体には郵便により通知する。
- (4) 資格審査申請について不明な点があれば、次の箇所に照会すること。

ア 入札参加資格審査申請書及び共同企業体協定書に関すること。

山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当 電話 055-223-1673

（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

イ その他当該工事等に関すること。

事務所 課 電話 - -

（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）